

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県動物保護センター手数料徴収条例		
条 例 番 号	昭和47年神奈川県条例第8号	法 規 集	第8編第6章第3節
所 管 部 局 室 課	保健福祉部生活衛生課		
条 例 の 概 要	神奈川県動物保護センターが依頼を受けて行う犬、ねこその他の小動物に係る検査、処置又は診断書等の文書の交付の手数料の徴収に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	神奈川県動物保護センターが行う犬、ねこその他の小動物に係る検査、処置又は診断書等の文書の交付の事務は、検査等の依頼者のために行うものであり、本条例は、その事務に係る手数料に関する事項を定めた必要な条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	本条例で定めた手数料の額は、人件費等を考慮して算定しており、適正なものである。 また、本条例では、検査等を実施する場合の手数料の取扱いを定めており、検査、処置等の円滑な実施のために有効な規定となっている。	手数料収入 平成 19 年度 290,835 円 平成 18 年度 437,240 円 平成 17 年度 613,425 円
	効率性 （ 現行の内 容で効率的 といえるか。 ）	手数料の算定は定額方式で明確に定めており、効率的なものである。	
	基本方針適合性 （ 県政の基本的な方針に適合しているか。 ）	動物の健康管理のために必要な検査及び野犬化防止のために行う避妊、去勢手術等の実施により、「神奈川力構想」の主要施策 3 (2) 衛生的な生活環境の確保 346 動物愛護管理の推進に寄与するものであり、県の基本方針に適合している。	
	適法性 （ 憲法、法令に 抵触しない か。 ）	地方自治法及び動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 (無)